

令和7年第2回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和7年2月25日(火)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時40分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(11人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子
⑩糀田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑥山本 泰夫
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(6人)
⑬梶谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰濱名 猛 ⑱稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(6人)
⑲川口 勝博 ⑳悦永 秀雄 ㉑宮下 昇 ㉒平内 義博
㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 非農地証明について
 - (4) 農用地利用集積計画について
 - (5) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 10番 糀田委員 1番 屋後委員
- 10 会議の結果
議案5件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 そろったので、ちょっと早いですけど始めたいと思います。
お疲れさまです。ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
委員の欠席届についてご報告申し上げます。6番、山本委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は11名であり、過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましては、お手元の議案書1ページに記載してありますように、議案5件、報告1件となっております。

この会議は会長が議長となりますので、以下の進行を、村会長、お願いいたします。

議長 では、会議を開きます。

本日の議事録署名員に、10番、糺田委員、1番、屋後委員を指名します。よろしくお願いします。

では、審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は210㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。譲受人の申請事由も、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田6筆と畑2筆で、合計面積は14,318㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は68㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。譲受人の申請事由も、その他によるものです。贈与による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の田1筆と畑2筆で、合計面積は1,209㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、2番、〇〇委員さん。

担当委員 まず、整理番号1番の譲渡人と譲受人に連絡を取り、お互い贈与で話がまとまったことを確認いたしました。特に問題はありません。

整理番号2番の譲渡人と譲受人に連絡いたしました。お互い売買で話がまとまったことを確認いたしました。譲受人の〇〇氏は、現在〇〇県〇〇〇市より〇〇町に通勤して農業研修中です。引っ越しはまだですが、住所変更は済んでいます。

以上、問題はないと思います。

議 長

ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員

現地の確認を行いました。

特に問題もないということで、異議ございません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号4番、〇〇委員さん。

担当委員

譲受人と譲渡人には連絡をして確認をしました。

特にこの件で譲受人に確認したところ、〇〇市の空き家バンクのほうにこういうものがあるということで、畑をしたいということを本人が言って、それを確認させていただきました。

場所的には、実は〇〇町になってますけど、ここは〇〇町の管轄地なんです。万雑とかそういうものが〇〇町にかかっていますので、本人に言って、一応話がなれば町会のほうで協議をするということなので、その点も〇〇町会長並びに生産組合長には言っております。

地番は〇〇ですけど管轄地は〇〇町ということなので、〇〇町にも言っておりますので問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということなので、何かご意見ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

よろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページをご覧ください。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆の一部で、面積は891㎡です。

位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、賃借権による設定となっております。

転用目的は、農業用施設とするための申請となっております。

申請地は、農用地域内に位置していますが、農業用施設に供するものであり、法第5条第2項ただし書きの不許可の例外に該当すると判断してお

ります。

なお、生産組合の同意も得ております。

また、農業振興地域計画の用途変更については現在申請中です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

担当委員のご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんは現在〇〇町でワイン用のブドウを作られている方で、この地面に関しては昨年この総会にも議題にもなっていたと思うんですけども、この場所にワインの醸造所を造るということです。

話聞いたところ、水を持ってくると水の排水の問題あったんですけども、それも何とかクリアになったということで、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

担当委員さんはご異議なしということなんですけれども、何かご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 非農地証明について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書9ページをご覧ください。

「議案第3号 非農地証明について」ご説明します。

申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は146㎡です。

申請人は議案書に記載のとおりです。

位置図や写真につきましては、お手元に配布した資料をご覧ください。

現地は長年耕作されていない状態となっておりますが、実際に植わっている木が果樹である状況であります。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

担当委員さんの〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 写真にもありますが、現状は柿の木が2本植わっている状況になっています。畑の状態でありますので、特に皆さん意見を求めます。

非農地で申請ありますが、畑のままでいいのではないかと自分の意見です。

議 長 ありがとうございます。

私も現地を確認しまして、この写真のとおりであります。ただ、これを非農地に認めれば、こういった場所が市内に多々あると思います。それが農地でなくなるのが果たしていいのかどうかという観点もございますので、私の考えでは今回の案件について非農地証明は発行しないという思い

でおります。

事務局の考えをまたお願いします。

事務局長 ○○委員さん、会長さんから言われましたが、植わっている木が果樹であるということで、畑に柿の木が植わっていても不思議ではないという判断で、農地のままでいいと事務局では判断しております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明ありましたとおり、この「非農地証明について」、今回は非農地証明を発行しないということでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」の非農地については、今回は非農地証明については発行しないということで決定しましたのでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、今回の案件については、非農地証明は発行しないということで行きたいと思います。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

利用権設定の概要は、議案書13ページをご覧ください。

今回は田115筆と畑2筆の設定があり、合計面積は221,317㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田と畑全て10年となります。

申請件数は、貸手農家が48件、借手農家が3件となります。

各筆明細の一覧は、議案書14ページから19ページに記載しております。

申請件数は48件で、全てが新規設定となります。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありました。何かこのことについてご意見があればお願いします。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。

議案書は20ページから21ページをご覧ください。

今回、農地中間管理機構で設定する田20筆と畑3筆があり、合計面積は44,587㎡です。

整理番号1番から10番は集積計画一括方式による設定で、整理番号11番は耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。このことについて何かご意見があればお願いします。

全 委 員

なし。

議 長

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、異議なしと認め、「議案第5号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書22ページからご覧ください。

今回解約される農地は田76筆と畑1筆で、合計面積が181,712㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いいたします。

なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案審議が終了しました。

ここで委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人